

	お問い合わせ	お答え
1	既に退職した方や退職予定者、扶養から抜けた方のお知らせが届いた場合、どうすればよいですか。	事業所様宛の送付物に資格喪失者用の返信用封筒を同封しておりますので、お手数をおかけしますがその返信用封筒でご返却ください。
2	お知らせが届いていない従業員や扶養家族がいるが、なぜでしょうか。	別の封筒もしくは箱に同封されている可能性がございます。加入されている協会けんぽの都道府県支部にお問い合わせください。
3	同封されていた返信用封筒で退職者分を協会けんぽへお返ししましたが、新たに退職となった者のお知らせについては直接協会けんぽの加入している支部に返していいですか。	お手数をおかけしますが、以下の宛先までお送りいただきますようお願いいたします。 ・〒100-8782日本郵便株式会社 銀座郵便局郵便私書箱第155号全国健康保険協会 資格情報のお知らせ等事務局
4	このお知らせを送付した目的は何でしょうか。また、これはどのように活用しますか。	マイナ保険証をお持ちの方が、協会けんぽの申請書を記入するとき等に必要となる記号・番号などの加入者情報を簡易に知ることができるようお送りしました。また、オンライン資格確認システムが未導入の医療機関等を受診する場合など、医療機関等でオンライン資格確認ができないときに、マイナ保険証と併せて提示することで保険診療が可能となります。なお、医療機関等で保険診療を受けるために使用できるのは令和6年12月2日からです。 ※資格情報のお知らせのみでは、医療機関等で保険診療を受けることができません。
5	協会けんぽにマイナンバーを提出した覚えがないが、お知らせの中に自分のマイナンバーの下4桁が記載されていました。なぜでしょうか。	新たに会社に就職された際や扶養家族になられた際は、それぞれ事業主様より「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」、「健康保険被扶養者（異動）届」をご提出いただいておりますが、その際には、原則、届出書にマイナンバーのご記載（※）をいただいております。 ※「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第81号）」により 資格取得届への被保険者や被扶養者異動届への被扶養者の個人番号等の記載義務が明確化されています。 また、協会けんぽにおいても、届出書にマイナンバーの記載がなかった加入者に対して、事業所を通じてマイナンバーを取得しています。原則、届出書にマイナンバーのご記載をいただいておりますが、記載がない場合は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会により、マイナンバーを取得する場合があります。 ※協会けんぽがマイナンバーの提出を求める行為については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第14条、及び健康保険法第197条に基づき、協会はマイナンバーを業務に活用するものとして、マイナンバーの提出を求めることができることとされています。
6	自分のマイナンバーと資格情報のお知らせの中に記載されていたマイナンバーの下4桁が異なります。	資格情報のお知らせに記載されているマイナンバー下4桁と、お持ちのマイナンバーカード等に記載のあるマイナンバー（個人番号）12桁の下4桁と一致するかご確認ください。万が一異なる場合はお手数ですが協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルまでご連絡ください。 ※マイナンバーカードに設定したパスワード（4桁）ではありませんのでご注意ください
7	現行の保険証はいつまで利用可能でしょうか。また今後は必ずマイナ保険証を持たないといけないのでしょうか。	令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しますが、発行済みの保険証は最大1年間（令和7年12月1日まで）は使用できます。ただし、マイナンバーカードで受診していただくことで、これまでできなかった診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになりますので、是非マイナ保険証をご利用ください。
8	マイナポータルログイン時にロックがかかってしまった場合どうしたらよいですか。	住民票がある市区町村の窓口にてパスワードのロック解除とともにパスワードの初期化申請をし、パスワードの再設定をする必要があります。詳しくは市区町村の窓口にお問い合わせください。